

# 令和8年度

## 南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金公募要領

白浜町外からの観光客の誘致を促進し、地域観光の活性化及び観光消費の拡大を図るため、町内の観光施設等を貸切バスにより周遊する観光バスツアーの実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 1 補助対象者

日本国内に本店を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業又は旅行者代理業の登録を受けている旅行者（白浜町内外を問わない。）

### 2 補助対象事業

#### 1. 補助対象事業

補助対象事業は、次の①から③の全てに該当する旅行商品とします。ただし、出発地を町外とするものに限りません。

- ①町長が別に定めた期間において催行される観光バスツアーであって、募集型又は受注型企画旅行商品であること。

※町長が別に定めた期間（令和8年度）

|   |
|---|
| 令和8年5月1日(金)から令和9年2月28日(日)までの期間（「令和8年5月1日(金)から令和8年5月6日(水)までの期間」、「令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)までの期間」及び「令和8年12月26日(土)から令和9年1月7日(木)までの期間」を除く。） |
|---|

- ②1旅程あたり、貸切バス1台につき15人以上（乗務員及び添乗員を除く。）が参加する観光バスツアーであること。ただし、旅程の一部に訪日旅行を含むものを除く。
- ③別表第1の左欄に掲げる観光バスツアー区分に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する旅程の条件を満たすこと。

別表第1

| 観光バスツアー区分 | 旅程の条件                                     |
|-----------|---|
| 日帰りツアー    | 同一日に町内の観光施設等を2箇所以上利用等すること。                |
| 宿泊ツアー     | 町内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、町内の観光施設等を3箇所以上利用等すること。 |

※観光施設等とは、観光施設、文化施設、土産物店、農産物及び海産物等直売所、飲食店等の観光要素がある施設等で、利用、入場その他のサービスの提供等を受けることに対して

一定の対価を負担する必要があるものとします。ただし、白浜町が運営管理する施設等は除きます。

## 2. 補助対象外事業

補助対象事業であっても、次の①から⑦のいずれかに該当する場合は、補助対象外事業とします。

- ①他の団体等からの助成等を受けている観光バスツアーであるとき。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

※町長が特に認めた場合（令和8年度）

令和8年度については、他の団体等の観光バスツアーへの助成・補助金制度との併用を認めます。

- ②町内の観光施設等の周遊が主たる目的でない観光バスツアーであるとき。
- ③学校行事（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が行う行事をいう。）であるとき。
- ④観光バスツアーを提供する相手方が特定の政治活動又は宗教活動を目的とする団体であるとき。
- ⑤観光バスツアーを提供する相手方が白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であるとき。
- ⑥国、地方自治体が実施する会議、研修等であるとき。
- ⑦前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象として適当でないとするとき。

## 3 補助対象期間

令和8年5月1日（金）から令和9年2月28日（日）までの期間（「令和8年5月1日（金）から令和8年5月6日（水）までの期間」、「令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）までの期間」及び「令和8年12月26日（土）から令和9年1月7日（木）までの期間」を除く。）

## 4 補助金の交付額等

### 1. 補助金額

補助金は、1ツアーにつき、次の表に記載する区分に応じて交付します。

また、旅程に町内の駅又は空港を利用する観光バスツアーについては、2万円以内を加算して交付します。なお、補助額（加算分）は、予算残額によります。

なお、本事業における補助金の上限額は、観光バスツアー区分ごとに、1旅行業者につき20万円で、補助金の交付回数は、同一旅行業者につき3回までです。

| 旅程区分   | 観光バスツアー<br>区分 | 補助額<br>(貸切バス1台あたり) |
|--|---------------|--------------------|
| 休日等（旅程に日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む旅程区分をいう。） | 日帰りツアー        | 20,000円以内          |
|  | 宿泊ツアー         | 50,000円以内          |
| 平日（旅程に休日等を含まない旅程区分をいう。）                                      | 日帰りツアー        | 40,000円以内          |
|  | 宿泊ツアー         | 100,000円以内         |

※提出いただいた申請書は提出期限を待たず、随時審査し決定します。予算上限に達し次第、申込みを締め切ります。なお、それぞれの補助額は予算残額によります。

## 2. 補助対象経費

※町長が別に定める経費（令和8年度）

補助対象事業の実施に必要な費用とします。ただし、町長が社会通念上適切でないと認める経費を除きます。

# 5 申請等に係る手続き

## 1. 交付申請

### (1) 申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

※申請書類は、観光バスツアーの出発日の1月前までの申請期間内に必ず提出（必着）してください。（書類の受付時間等は、土、日、祝日及び12月28日から1月3日までの期間を除く平日の8時30分から17時30分までですので、ご留意願います。）

### (2) 申請書類

『南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）』に次の書類を添付し、提出先まで持参又は郵送により提出してください。

①観光バスツアー旅程表 ※任意様式

②旅行業法による登録票の写し

※申請書類様式データは、白浜町公式ホームページからダウンロードできます。（任意様式を除く。）

## 2. 交付決定

申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行います。

## 3. 事業変更に係る手続き

交付決定額の増額は認められませんが、事業費が増減する場合や利用する観光施設等又は宿泊施設が変更となる場合のほか、事業内容に大きな変更が生じる場合は、必要に応じ、補助事業の

変更（中止）申請書（様式第4号）及び必要書類の提出が必要になる場合がありますので、事前に白浜町観光課観光商工係までご相談ください。

なお、軽微な変更の場合の変更手続きは不要です。

軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とします。該当の適否については、事前に白浜町観光課観光商工係までご相談ください。

- ①事業主体を変更すること。
- ②事業目的を変更すること。
- ③補助金交付決定額の変更をすること。

#### 4. 実績報告に係る手続き

##### (1) 報告期限

補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日までに、次の報告書類を提出してください。期限内に実績報告がない場合、補助金の交付ができない可能性がありますので、注意してください。

##### (2) 報告書類

『南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）』に次の書類を添付し、提出先まで持参又は郵送により提出してください。

- ①観光バスツアー旅程表 ※任意様式
- ②南紀白浜観光バスツアー観光施設等利用確認書（様式第8号）
- ③南紀白浜観光バスツアー宿泊施設利用確認書（様式第9号）

※報告書類様式データは、白浜町公式ホームページからダウンロードできます。（任意様式を除く。）

## 6 提出先及び問い合わせ先

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町観光課 観光商工係

電話 0739-43-6588

FAX 0739-43-7825

E-mail kankoshoko@town.shirahama.lg.jp（※）

※本事業に関するメールを送信する際は、件名の最初に【バスツアー補助金】と記載してください。